

丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議

丸山穂高衆議院議員は「令和元年度第 1 回北方四島交流訪問事業」に参加した際、憲法の平和主義に反する発言をはじめ、国会議員としてあるまじき数々の暴言を繰り返し、事前に注意を受けていたにも拘わらず、過剰に飲酒し泥酔の上、禁じられた外出を試みて、本件北方四島交流事業の円滑な実施を妨げる威力業務妨害とも言うべき行為を行い、わが国の国益を大きく損ない、国会議員としての資格はないと断ぜざるを得ない。

衆議院は、6 月 6 日の本会議で、日本維新の会を除名された丸山穂高衆議院議員に対し、事実上議員辞職を促す「糾弾決議」を全会一致で可決した。

大阪 19 区の多数の有権者の負託を受けて国会に送りだされた丸山穂高衆議院議員の今回の言動は、有権者の信頼を完全に損なうものである。

よって本町議会は、ここに丸山穂高衆議院議員を糾弾し、直ちに、自ら進退について判断するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 元 年 6 月 2 6 日

大阪府泉南郡熊取町議会